

燕市制度融資の利率を改定

－利率を0.25%引き上げます－

燕市では、市内中小企業の円滑な資金調達を図るため、金融機関及び新潟県信用保証協会と相互に協力し、各種の制度融資を用意しています。令和6年3月のマイナス金利政策の解除及びその後の金利の上昇を踏まえ、令和7年4月に市制度融資の利率を上げたところですが、その後も金利の上昇が続いていることから、令和8年6月1日以降の融資実行分より制度融資利率を0.25%引き上げます。

今後とも、金利動向を注視しつつ、市内中小企業の皆様が利用しやすい制度構築のため、柔軟に対応してまいります。

【燕市制度融資改定内容】

1. 燕市制度融資利率改定表

資金名	利率（改定前→改定後）
(1) 中小企業振興資金	1.90% → 2.15%
(2) 小規模企業振興資金	
(3) 工場等移転資金	1.80% → 2.05%
(4) 小売商業近代化資金	

※ 各制度の詳細内容は市HPをご確認ください。

※ ご利用にあたっては、市内金融機関にご相談ください。

2. 改定日：令和8年6月1日

3. 取扱金融機関（申込み先）：

第四北越銀行、三条信用金庫、新潟県信用組合、大光銀行、協栄信用組合、
新潟大栄信用組合 ※燕市内の本店・支店に限る



本件についてのお問い合わせ先
産業振興部 商工振興課：関・齋藤
電話：0256-77-8231（直通）